|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国連 | CRCPD/C/SWE/QPR/2-3 |
| _unlogo | **障害者権利条約** | 配布：一般2018年10月12日オリジナル：英語英語、ロシア語、スペイン語のみ |

**障害者権利委員会**

 スウェーデンの第2・3回定期報告提出前の質問事項[[1]](#footnote-1)\*

A. 目的と一般的義務（第1～4条）

1.以下の情報を提供してください：

 (a) パーソナルアシスタンスを受ける権利や市町村間の社会福祉サービスの平等な提供など、条約を国内法に縦横に組み込むためにとられた措置；

 (b) 雇用、教育、医療、行政サービスへのアクセスを含め、条約の全分野をカバーし、市町村によるその実施を確実に監視するための指標システム（indicators system）を見直す措置；

 (c) 差別禁止法(2008:567)を見直し、アクセシビリティの不足を差別事由として定義し、障害のある人、特に障害のある女性や少女、知的または精神的障害（intellectual or psychosocial disabilities）のある人に対するヘイトクライムを禁止する；

 (d)　2011年から2016年までの期間における締約国の障害者政策、および2017年に発効した新しい障害者政策の 進捗状況および特定されたギャップ（そのベンチマーク、ベースライン、指標、およびその実施に割り当てられた資源を含む）；　（訳注　ベンチマークとは、「目標とする指標」、「比較対象とする指標」の意。ベースラインとは、「参照基準」、「比較基準」、「最低基準」などの意。）

 (e) 障害のある人の権利を促進するための、社会保健省の新しい部局間調整メカニズム；

 (f) 2014年以降に社会保険庁から支援給付を受ける権利を得た人の数と割合を、年齢、性別、障害の種類別に集計したもの；

 (g) 2014年以降の条約の実施と監視への、障害のある人とその団体の参加と関与。

 B. 具体的な権利（第5～30条）

 平等及び無差別（第5条）

2.以下の情報を提供してください：

 (a) 住宅、法執行、司法の分野を含め、合理的配慮が法的に定義され、例外なく提供されるよう、法律を見直すためにとられた措置；

 (b) 合理的配慮の拒否、障害のある人の関係者であることによる差別、および、子ども、女性、移民、難民、亡命希望者、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、障害のある人でインターセックスの人、障害のあるサーミ人が直面する複合的および交差する形態の差別など、障害を理由とするあらゆる形態の差別を対象とすることを確保する観点から、交差する形態の差別に対処するために設計されたメカニズムを評価するためにとられた措置；　（訳注　サーミ人とは、スカンジナビア半島北部やロシア北部コラ半島に居住する先住民族。）

 (c) 性別、年齢、確認されたバリア、差別が発生した分野で分類された、障害を理由とする差別の訴えの数と割合の統計。また、調停によって解決された事例、および加害者への制裁と被害者への救済につながった事例の数と割合。

 障害のある女性（第6条）

3.以下の情報を提供してください：

 (a) ジェンダーと障害の視点が、この条約が対象とするすべての生活分野と領域の法律と政策に含まれることを確保するためにとられた措置。そしてそれらの法律と政策が、女性特有のリスクと疎外要因に実質的に、確実に対処するためにとられた措置；

 (b) ドメスティック・バイオレンスおよび性的暴力を含む、障害のある女性および少女に対する複合的かつ交差する形態の差別を防止することを目的とした立法措置および政策措置、ならびにそのような差別を根絶し、被害を受けた女性および少女が実質的に司法と救済を得られるようにするための措置；

 (c) 障害のある女性と少女の性と生殖に関する健康と権利を保障するためにとられた措置；

 (d) 2014年以降の、障害のある女性および少女に対する性的暴力の報告件数と、訴追および有罪判決の件数を、年、年齢、機能障害の種類、犯罪および制裁別に分けたもの。

 障害のある子ども（第7条）

4.以下の情報を提供してください：

 (a) 拘束具の使用、隔離、強制的な施設収容など、障害のある子どもに対する暴力に関して、調査とデータ収集を進展させ、暴力をやめさせるためにとられた措置；

 (b) 地域社会における障害のある子どもの心理社会的・精神保健的支援および精神科医療を拡大するためにとられた措置と、2014年以降に割り当てられた財源；

 (c) 障害のある子どもが、自分たちに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明することができ、その意見が他の子どもと平等に、その年齢および成熟度に応じた正当な重みを与えられることを確保するために採用された保護措置、およびこの点での年齢および障害に応じた子どもへの適切な支援措置；

 (d) 「子どもオンブズマン」が開発した、障害のある子どもの多様性を考慮するための方法；

 (e) 保護者や子どもに関わる専門家を啓発・訓練し、障害のある子どもの権利に対する一般市民の認識を高めるためにとられた措置；

 (f) 2014年以降の、障害のある子どもに対する暴力の報告、訴追および有罪判決の件数。年、年齢、性、障害の種類、犯罪、制裁で区分して集計；

 (g)　障害のある子どもの「グループホーム」を開設する市町村の決定が報じられているが、この決定によってどれだけの子どもたちが影響を受けたか、また、家庭生活を営む権利がどのように尊重され、促進されているか。

 意識の向上（第8条）

5.以下の情報を提供してください：

 (a) スウェーデン社会参加庁(Swedish Agency for Participation)が2015年から2017年にかけて実施した、障害のある人に対する差別に対処し対抗するためのコミュニケーション・キャンペーンについて、その設計、実施、監視および評価に、障害のある人がその代表組織を通じて、どの程度有意義に関与したかを含めての説明。キャンペーンが障害の人権モデルに基づいたものであり、尊厳があり、自立した、能力のある個人としての障害のある人のイメージを促進したかどうかの説明；

 (b) 合理的配慮など条約に謳われている権利や、障害に基づく差別について、公務員や民間の関係者を対象とした定期的で、正規の、継続的なキャンペーンを実施するためにとられた措置。

 アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ）（第9条）

6. 次の対策について教えてください：

 (a) アクセシビリティに関する一般的意見第2号(2014年)に記載されているように、国、地域、市町村レベルの法律、政策、慣行が条約第9条の規定に完全に合致するようにする；

 (b) ユニバーサルデザイン、アクセシビリティ基準、および合理的配慮の提供可能性を市町村の計画に組み込み、すべての公共調達契約にアクセシビリティ要件を盛り込む；

 (c) 住宅、レストラン・バー、公共交通機関など、公衆に開放されているすべての建物において、完全なアクセシビリティを保証するための資金と指導を確保する；

 (d) 市町村レベルの障壁を取り除く；

 (e)　公共部門に対しアクセシブルな様式で情報やコミュニケーション内容を提供する。

 危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

7. 以下の対策について教えてください：

 (a) 仙台防災枠組2015-2030に記載されている防災対策や防災戦略のインクルージョンやアクセシビリティを確保し、これらの対策が障害のある人の多様な要求やユニバーサルデザインの原則の適用を考慮しているかどうかを確実にする；

 (b) 障害のある人とその代表組織が、災害リスク軽減と人道的緊急事態における戦略、計画、プロトコル（手順）の策定、実施、監視のすべての段階において、有意義な情報を与えられ、協議を受け、積極的に参加する。

 法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

8.以下の情報を提供してください：

 (a) 特に知的および/または精神的障害（psychosocial disabilities）のある人の、代替意思決定（医療行為への同意、司法へのアクセス、投票、結婚、労働など）を支援された意思決定に置き換えるためにとられた措置；

 (b) 提供される支援が障害のある人の権利、自律性、意思および選好を尊重し、不当な影響、不正行為および利益相反から障害のある人を保護することを保証する、支援された意思決定システムおよび／または取り決めの悪用に対するあらゆる保護措置。および、そのような悪用に対する救済制度に障害のある人がどの程度アクセスできるか；

 (c)　管財人または後見人の下の障害のある人に提供される手続きおよび支援、およびそれが条約に沿ったものであるかどうか。

 司法 へのアクセス（司法手続の利用の機会）（第13条）

9.以下の情報を提供してください：

 (a) 差別禁止法(2008:567)に基づいて障害のある人が利用できる法的手続き。またそれが、法的手続きのすべての段階においてすべての障害のある人の司法への無制限かつ効果的なアクセスをどのように確保しているか。また手続き上の配慮および年齢に応じた配慮のコンセプトが守られ、監視されているかどうか；

 (b) 盲ろう者、聴覚障害のある人、精神的（psychosocial）および／または知的障害のある人を含む障害のある人の逮捕、取調べ、公判前勾留の手続き；

 (c) 障害のある人が勾留された場合の要件の初期段階での評価。また、障害のある人が刑事手続を理解し参加できるようにするための措置；

 (d)　犯罪の被害者である知的障害および／または精神障害（psychosocial disabilities）のある子どもが、他の子どもと平等に司法を利用できるようにするためにとられた措置

 (e) 弁護士、検察官、裁判官、裁判所の職員に対し、障害のある人の権利および障害の人権モデルについて研修を行い、知的障害のある人および／または精神障害（psychosocial disabilities）のある人の証言に対する偏見をなくすためにとられた措置；

 (f)　障害のある人が裁判官、弁護士その他の法律専門家として雇用される可能性、および司法制度への障害のある人の直接的・間接的参加を促進するためにとられた措置。

 身体の自由及び安全（第14条）

10.以下の情報を提供してください：

 (a) 知的障害のある人および／または精神障害（psychosocial disabilities）のある人を強制的に施設に収容することを認める法律や政策を廃止し、慣行を根絶するためにとられた措置；

 (b) 知的障害および/または精神障害（psychosocial disabilities）のある患者の入院および入所手続き；

 (c) 障害のある人、特に女性および少女の脱施設化戦略を採用するためにとられた措置；

 (d) 強制精神医療法(1991:1128)および司法精神医療法(1991:1129)の見直しを含め、入院および外来治療における精神医療サービスの管理基準として、本人による自由意思に基づくインフォームド・コンセントの要件を確保するためにとられた措置；

 (e) 司法精神医療（訳注　心神喪失状態にある人が違法行為をしたときの、処遇、治療、経過観察を中心とした精神治療）から退院した障害のある人が速やかに釈放されることを確保するためにとられた措置；

 (f) 障害のある人が自由の剥奪の合法性に異議を申し立てる手続きを利用できるようにするための措置、および強制ケアを延長する決定に対する独立した審査を確保するための措置；

 (g) 知的および／または精神障害（psychosocial disabilities）のある人の、地域に根ざした外来診療に割り当てられる資源を増やすためにとられた措置；

 (h) 2014年以降の、本人の意思に反して医療施設に収容された障害のある人の数を、年、年齢、性、機能障害の種類、施設の種類、収容期間別に集計；

 (i) 「生物学及び医学の応用に関する人間の権利と尊厳の保護に関する欧州評議会条約」の追加議定書が、障害者権利条約のいくつかの条項、特に第14条を侵害しているとして、同議定書の採択に反対するためにとられた措置。

 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）

11. 委員会に以下の情報を提供してください：

 (a) 同意のない投薬や電気けいれん療法など、医療機関における同意のない行為の使用を法律上も実際上も廃止するためにとられた措置；

 (b) 同意のない投薬、拘束紐、隔離など、障害のある子どもへの精神医療機関における強制的・非自発的治療を排除するためにとられた措置；

 (c) 患者に、治療を受け入れるか、さもなくば強制的治療になるかを選びなさいという選択肢を与え、強制的治療を選んだとしても、それは自発的に選んだものなので，自発的治療であるとするような、「まやかしの自発的治療（informal voluntary treatment）」を防ぐ措置。

 (d) 暴力のない、かつ強制のないケア方法について、医療スタッフおよび医療以外のスタッフに研修を提供するためにとられた措置；

 (e) 国会オンブズマン事務所の、拷問禁止条約の選択議定書の実施を担当する部門が、家庭や居住施設を含め、障害のある人が自由を奪われる可能性のあるすべての環境を監視することを義務付けられているかどうか、また、監視活動が性別や年齢をどの程度配慮しているか、さらに、障害のある人の団体がどの程度有意義にプロセスに関与しているか。

 搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

12.以下の情報を提供してください：

 (a) 障害のある人に対する暴力事件および虐待事件を防止し、早期に特定することを可能にするためにとられた措置。障害のある人がそのような事件を認識し報告できるように、アクセシブルな様式による情報を提供し、支援および補助するためにとられた措置、およびこれらの措置が性別および年齢にどの程度配慮されているか；

 (b) 障害のある人に対する暴力や虐待の事例が確実に記録され、効率的に調査され、訴追され、制裁されるためにとられた措置；

 (c) 暴力や虐待を受けた人に対して、ジェンダーや年齢に配慮した身体的、認知的、心理的な回復、リハビリテーション、社会復帰のためのサービスやプログラムを提供するためにとられた措置；

 (d) 保健・教育関係者および警察が、障害の人権モデル、特に知的障害のある人および／または精神障害（psychosocial disabilities）のある人との関わり方、過剰な力の行使の回避について、適切な専門的訓練を受けることを確保するための措置；

 (e) 2014年以降、暴力と虐待の犠牲となった障害のある人の数と割合を、年、性、年齢、障害の状態、発生場所別に集計したもの。

 自立した生活と地域社会への包摂（第19条）

13.以下の情報を提供してください：

 (a) パーソナルアシスタンス・プログラムが、障害のある人が地域社会で自立して生活できるよう十分な財政的支援（訳注　必要な介護時間をカバーできる）を確実に提供するためにとられた措置、およびパーソナルアシスタンスの受給資格基準；

 (b) 障害のある人に対し、障害のない人と平等に、居住地を選択する機会、およびどこでだれと暮らすかを選択する機会を提供するための措置；

 (c) パーソナルアシスタンスの支給決定結果が、市町村によって速やかに執行されることを確保するためにとられた措置；

 (d) 2014年以降にパーソナルアシスタンス給付を受けた障害のある人の数と割合を、年、性、年齢、機能障害の種類、居住市町村別に集計。

 個人の移動を容易にすること（第20条）

14. 公共交通機関や個人的移動へのアクセスを容易にするためにとられた措置（車の改造への財政的支援や駐車許可証を含む）に関する情報を提供してください。

 プライバシーの尊重（第22条）

15. オンラインでのプライバシー保護の法律と規則の更新に際しての、障害者団体の実効的な関与に関する情報を提供してください。

 家庭及び家族の尊重 （第23条）

16. 養子縁組手続きにおける障害を理由とする差別を禁止し、障害のある人が後見人、養子縁組または同様の制度に関する権利と責任を、他の者と平等に行使できるようにするためにとられた措置に関する情報を提供してください。

 教育（第24条）

17.以下の情報を提供してください：

 (a) すべての障害児を最寄りの普通教育（mainstream education）の学校に入れ、必要な支援を受けられるようにするためにとられた措置；

 (b) 障害のある児童生徒を受け入れることが組織的または財政的に著しく困難な場合に、学校がその児童生徒の入学を拒否することを認めている教育法の規定を廃止し、学校に十分な人的、技術的、財政的支援を割り当てるためにとられた措置；

 (c) 教育を受けることのできる障害のある子どもの数と割合。年齢、性、機能障害の種類、学校の種類、市町村別に分類したもの。

 健康（第25条）

18.以下の情報を提供してください：

 (a) 締約国全土における、外来治療を含む精神科医療サービスおよび精神科専門職員の利用可能性。市町村別に集計；

 (b) 障害のある女性および少女が、他の人々と平等に、性と生殖に関する保健サービスおよびHIV/AIDSに関する情報にアクセスすることを促進するためにとられた措置。

19.以下の情報を提供してください：

 (a) 2014年以降の、年齢、性、機能障害の種類で区分した、他の人と比較した障害のある人の自殺率。および、障害のある人（特に子ども）の自殺のリスクを予防し、特定し、対処するためにとられた措置；

 (b) 10歳以上17歳未満の子どものメンタルヘルス問題に取り組み、予防するためにとられた措置。

 労働及び雇用（第27条）

20.以下の情報を提供してください：

 (a) 官民における精神障害を含む障害のある人の雇用機会促進の進展状況。障害のある人の就労支援を目的とした2016年予算案の措置の結果を含めて；

 (b) 障害のない人と比較した障害のある人の雇用率。職業別に区分；

 (c) 臨時の特別措置や、税制優遇措置など雇用主に対する経済的インセンティブの強化など、障害のある人の失業しやすさを軽減するための的を絞った措置；

 (d) 障害のある女性の失業率を減らし、賃金のジェンダーギャップを縮小するためにとられた措置；

 (e) 障害のある人が、開かれ、インクルーシブで、アクセシブルな職場環境において、雇用を自由に選択したり受け入れたりする権利、特に労働市場において自由に仕事を選択する権利の行使を支援するためにとられた措置；

 (f)　「能力低下または制限のある人」という用語が労働市場で使われていることを見直すためにとられた措置。

 相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

21.以下の情報を提供してください：

 (a)　「保証給付」が、食費、居住費、交通費、リハビリテーション費、医療費など、障害のある人の生活費をどの程度適切にカバーしているか、また、市町村によって差があるか；

 (b) 最近の国の保険制度改革が、障害のある人の生活状況をどのように改善したか；

 (c) 障害のある人の貧困を削減するためにとられた措置。

 政治的及び公的活動への参加（第29条）

22. 次の対策について教えてください：

 (a) 投票手続き、投票環境、投票設備と資料への完全なアクセシビリティを確保する、投票所スタッフへの研修を確実に行う；

 (b) 障害のある人の誰もが、無記名投票によって、自分自身で、または自ら選んだ人の支援により、その自由な意思表示を十分に尊重されて投票する権利を確保する；

 (c) 公職に選出された障害のある人に対する支援を提供する；

 (d) 障害のある人が障害のない人と平等に立候補できるように、障害のある人があらゆる様式の情報（訳注　点字，文字，音声，手話，指点字など）にアクセスできるようにする。

 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

23. レジャー、スポーツ、文化活動にインクルーシブに参加する権利を保護する国家戦略に関する情報を提供し、緊縮財政措置がこの権利にどの程度影響したかについて説明してください。

 C. 特定の義務（第31～33条）

 統計及び資料の収集（第31条）

24.以下の情報を提供してください：

 (a) 統計および障害のある人に関するデータの収集に関する自主的なフォローアップシステム（訳注　情報の追加，更新，進捗管理などのシステム）の状況；

 (b) 障害への人権に基づくアプローチに従ったデータ収集ツールと指標の開発、および使用される基準と方法；

(c) 保健、教育、労働、社会サービス、文化、芸術、スポーツなど、この条約を実現するための政策を策定し、実施する目的で収集される、年齢、性、機能障害の種類で区分されたデータの状況；

 (d) 先住民族を含む、障害のある少女、少年、男性、女性に関するデータを体系的に収集、分析、普及するためにとられた措置。また、データが政府のすべてのレベルでどのように普及されているか；

 (e) （統計及び資料の収集への）障害のある人団体の実効的な参加と関与。

 国際協力（第32条）

25.以下の情報を提供してください：

 (a) 持続可能な開発目標（SDGs）とそのターゲットの指標に、障害のある人の権利に基づくアプローチを組み込むためにとられた措置；

 (b)　障害インクルーシブな国際開発における、主流の（一般的な）開発と、ツイントラック・アプローチ（訳注　障害者を対象としたエンパワメント支援と、一般の開発に障害の視点を盛り込む両面のアプローチ）の両方について、締約国のグッドプラクティス（優れた取り組み）を共有するためにとられた措置。

 国内における実施及び監視（第33条）

26.以下の情報を提供してください：

 (a) 差別禁止法（2008:567）に基づいて障害のある人が申し立てる苦情を含め、条約の実施を監視する平等オンブズマンの任務と業務；

 (b) 条約の実施を監視するため、パリ原則に従って独立した監視メカニズムを設置するためにとられた措置。

(翻訳：佐藤久夫、岡本 明)

1. \* 第20会期（2018年8月27日～9月21日）において委員会が採択。 [↑](#footnote-ref-1)